

高槻市における介護予防・日常生活支援総合事業の質問・回答票(平成29年1月16日追加分)

分類	番号	質問内容	回答																													
基本チェックリスト	30	平成28年11月説明会のP10チェックリスト事業対象者の該当基準について、記載されている全てにチェックがないと事業対象者にならないのか。	「事業対象者に該当する基準」は全部で7基準ありますが、いずれかの基準に該当すると、事業対象者に該当することになります。事業対象者としてサービス利用をする場合は「高槻市基本チェックリスト」「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」「介護保険被保険者証」を市窓口へ提出していただく必要があります。																													
事業対象者	31	事業対象者は訪問型サービス・通所型サービスともに緩和された基準によるサービスしか利用できないのか。	事業対象者は訪問型サービスの介護予防訪問サービス・生活援助訪問サービス、通所型サービスの介護予防通所サービス・短時間通所サービスの利用ができます。 予防給付の利用はできません。 要支援者及び事業対象者が利用できるサービスは以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>要支援2</th> <th>要支援1</th> <th>事業対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防給付</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>利用できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">介護予防生活支援サービス事業</td> <td>介護予防訪問サービス(現行相当)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>生活援助訪問サービス(緩和した基準)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防通所サービス(現行相当)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>短時間通所サービス(緩和した基準)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>一般介護予防事業</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>区分支給限度額</td> <td style="text-align: center;">10,473 単位</td> <td style="text-align: center;">5,003 単位</td> <td style="text-align: center;">5,003 単位</td> </tr> </tbody> </table>		要支援2	要支援1	事業対象者	予防給付	○	○	利用できない	介護予防生活支援サービス事業	介護予防訪問サービス(現行相当)	○	○	生活援助訪問サービス(緩和した基準)	○	○	介護予防通所サービス(現行相当)	○	○	短時間通所サービス(緩和した基準)	○	○	一般介護予防事業	○	○	○	区分支給限度額	10,473 単位	5,003 単位	5,003 単位
	要支援2	要支援1	事業対象者																													
予防給付	○	○	利用できない																													
介護予防生活支援サービス事業	介護予防訪問サービス(現行相当)	○	○																													
	生活援助訪問サービス(緩和した基準)	○	○																													
	介護予防通所サービス(現行相当)	○	○																													
	短時間通所サービス(緩和した基準)	○	○																													
一般介護予防事業	○	○	○																													
区分支給限度額	10,473 単位	5,003 単位	5,003 単位																													
訪問型サービス	32	現在、生活援助のみを利用している方は総合事業開始後に生活援助訪問サービスへ移行しなければならないのか。	現在、利用している方については総合事業開始後も引き続き介護予防訪問サービス(現行相当)を利用できます。 総合事業開始後に新たにサービスを利用開始する方については、平成28年11月の説明会資料P.13及びP.14の「利用者の考え方」を参考にしてください。																													
通所型サービス	33	現在、入浴・食事の提供のない半日利用の方は総合事業開始後に短時間通所サービスに移行しなければならないのか。	現在、利用している方については総合事業開始後も引き続き介護予防通所サービス(現行相当)を利用できます。 総合事業開始後に新たにサービスを利用開始する方については、平成28年11月の説明会資料P.20及びP.21の「利用者の考え方」を参考にしてください。																													
ケアマネジメント	34	総合事業事業対象者で生活援助訪問サービスを使っている方が、要介護認定申請(新規)して福祉用具貸与を開始する場合、新規申請日から生活援助訪問サービス、介護予防福祉用具貸与利用で暫定プランをたててよいのか。	ご質問のとおりです。 ただし、認定結果が要支援ではなく要介護であった場合は、総合事業・予防給付が利用できませんので暫定プランを立てるときはご注意ください。																													
	35	要支援認定がでると思っていたが要介護1と判定を受けた場合、生活2と福祉用具貸与を申請日にさかのぼって算定していいか。	平成28年11月の説明会資料(P29)をご参照ください。要介護認定を受けた方は総合事業・予防給付が利用できませんので、暫定プランを立てる際はご注意ください。平成28年11月の説明会資料は長寿生きがい課のホームページに掲載していません。																													

分類	番号	質問内容	回答
ケア マネ トネ ジ	36	介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみの利用者は、更新のタイミングで介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、ケアマネジメントA(総合事業)に移行と考えてよいのか。更新までは予防給付でよいのか。	更新までは現在の予防給付(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)の利用となり、更新後、要支援者・事業者の場合は総合事業の訪問型サービス(介護予防訪問サービス・生活援助訪問サービス)、通所型サービス(介護予防通所サービス、短時間通所サービス)の利用となります。
指定 関係	37	生活援助訪問サービス、短時間通所サービスの届出をした事業所一覧をもらうことができるのか。	生活援助訪問サービス・短時間通所サービスの指定を受けた事業所は福祉指導課のホームページに一覧を掲載する予定です。
	38	新しく他市の利用者が増えた場合はどうしたらいいのか。	高槻市以外の被保険者である利用者の情報を国保連に情報提供する必要がありますので、福祉指導課に必要な報告を行ってください。報告を行わない場合、報酬請求を行うことができなくなる可能性があります。
	40	今後、高槻市のホームページで契約書や重要事項説明書の参考様式を載せる予定はありますか。	運営規定のモデルは福祉指導課のホームページに掲載しています。 契約書や重要事項説明書については各事業者等で作成してください。 ご不明な点がありましたら、長寿生きがい課までご相談ください。 また、契約書等の作成については平成28年11月の事業者説明会資料P.35に記載しておりますので、ご確認ください。